

**電子契約導入支援業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、「電子契約導入支援業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 契約の概要

- (1)業務委託名 電子契約導入支援業務委託
- (2)業務内容 別紙「電子契約導入支援業務委託公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4)契約限度額 1,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 財務部 契約検査課 契約係 担当：上原、木村
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1
電 話 055-934-4713（直通）
F A X 055-931-8892
E-mail keiyaku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3)沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4)沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5)国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6)令和元年度以降、国又は地方公共団体において、自社の電子契約システム（契約当事者の双方が合意した電子化された契約書にタイムスタンプ及び電子署名を付与することにより、電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約の締結ができる環境が構築されたシステムをいう。）の導入及び導入支援に係る業務を元請として受注した実績がない者

5 契約候補者選定スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和6年5月17日（金）ホームページに掲載
質問受付	令和6年5月24日（金）正午までに電子メールで
質問の回答	令和6年5月27日（月） 17時までにホームページに掲載
プロポーザル参加申込及び 企画提案書の提出期限	令和6年6月7日（金）17時必着
選考会（書類審査）	令和6年6月12日（水）予定
選考結果の通知	令和6年6月14日（金）予定
契約締結	令和6年6月下旬予定

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務の内容等に関する質問は、質問受付期間中に電子メールにより提出する。

なお、電子メールを送信後、電話にて速やかに「3 問い合わせ・書類提出先」に示す担当者に対し、受信確認を行うこと。また、質問の際は、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は、「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

また、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

本業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込及び企画提案書の提出

本手続きは、参加申込及び企画提案書を同時に提出するものである。

(1) 提出期間

令和6年5月17日（金）から令和6年6月7日（金）17時まで。（必着）

(2) 提出方法

下記の書類を用意し、持参または郵送にて「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。

また、持参による場合は、事前に「3 問い合わせ・書類提出先」へ連絡すること。

なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

参加申込後、参加を取りやめる場合は令和6年6月11日（火）までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても、今後不利な扱いを受けることはない。

提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

(3) 提出書類

【参加申込関連】各 1 部

①参加申込書（様式 1）

②同種業務実績表（様式 2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

③会社概要（様式は任意だが 1 種類とする。パンフレット等でも可）

④暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式 4）

⑤登記簿謄本等（申込日から 3 か月以内に発行されたもの）

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し

⑥財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑦納税証明書（申込日から 3 か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）

（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）

ア 市税納税証明書

- ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）

イ 固定資産税納税証明書（最新のもの）

ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

- ・法人登記している事業者は「その 3」又は「その 3 の 3」を提出
- ・個人事業者の場合は「その 3」又は「その 3 の 2」を提出

ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④⑤⑥⑦は不要である。

【企画提案書関連】（各 4 部）

①企画提案書提出届（様式 5）

②企画提案書（様式自由）

③工程表（様式 6）

④実施体制調書（様式 7）

⑤見積書（様式自由、押印不要）

ただし、企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ・②～⑤については、すべて自社名を入れないこと。（入っている場合は受け付けない）
- ・②～⑤については、この順に左綴じしたものを 1 部とし、これを 4 部提出する。A 4 以外のサイズを用いる場合は A 4 サイズに折りたたむこと。
- ・企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き、日本工業規格 A 4 にて 20 ページ以内で作成すること。

- ・見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ・本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ・見積書は、「役務に係る費用（提案する実施項目の費用）」及び「システム使用料（1～3月分）に係る費用」が分かるように内訳を記載すること。

8 提案する内容

別紙「仕様書」の「4 業務の内容」に示す部分について、提案を行うこと。

9 選考

(1) 選考方法（書類選考）

企画提案書等提出書類を基に、「電子契約導入支援業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 選考結果の通知

契約候補者選考後、すみやかに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

12 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ>事業者のみなさんへ>入札情報・契約>建設工事関連業務以外の委託
>「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

評価項目	着眼点	配点
導入支援	電子契約導入にあたり必要となる例規改正支援の実績は十分か。	15
	マニュアルの提供等、市職員がシステムを通じた業務をスムーズに実施するための支援は十分か。	15
	電子契約導入にあたっての制度設計に対する支援は十分か。	15
	契約相手方（事業者）が電子契約を利用しやすくなるための提案はあるか。	15
運用保守	障害発生時の対応は十分か。	10
	利用者からの問い合わせ等に対応するための体制は適切か。	10
	サイバー攻撃や第三者による改ざん等に対するセキュリティ対策は十分か。	10
その他	仕様書の内容をさらに充実させる積極的な提案やアイデアがあるか。	10
		100

※合計点数の平均が 60 点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。